

石 監 査 第 2 8 8 号
令 和 元 年 9 月 4 日

石 川 県 知 事 谷 本 正 憲 様

石 川 県 監 査 委 員	山 口 彦 衛
同	本 吉 淨 与
同	山 本 次 作
同	奥 村 豊 美

平成 3 0 年 度 決 算 に 係 る 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 の 審 査 意 見 に つ い て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 3 0 年 度 決 算 に 係 る 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 並 び に そ の 算 定 の 基 礎 と な る 事 項 を 記 載 し た 書 類 に つ い て 審 査 し た 結 果、別冊のとおり意見を提出します。

平成30年度

石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

石川県監査委員

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める平成30年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率の状況及び資金不足比率の状況について、

- ・健全化判断比率及び資金不足比率が正確であるか
- ・算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係諸帳簿及び証書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

○健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成30年度決算	平成29年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5
連結実質赤字比率	—	—	8.75	15
実質公債費比率	13.2	13.5	25	35
将来負担比率	217.1	214.9	400	

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため「—」と表示

2 実質公債費比率は過去3か年の平均

平成30年度 12.77% 平成29年度 13.46% 平成28年度 13.49%

○資金不足比率

(単位：%)

区 分	会 計 名	平成30年度決算	平成29年度決算	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	港湾整備特別会計	—	—	20
	流域下水道特別会計	—	—	
地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	—	
	高松病院事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	
	水道用水供給事業会計	—	—	

(注) 資金不足額が生じていないため「—」と表示

2 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全会計を通じて黒字であり、実質赤字は生じておらず、また、実質公債費比率については、前年度を0.3ポイント下回る13.2%、将来負担比率については、前年度を2.2ポイント上回る217.1%と、両数値とも財政健全化計画の策定などが求められる早期健全化基準に至っていないことから、健全な段階にあることが確認された。

さらに、公営企業に係る資金不足比率については、いずれの会計も黒字であり、資金不足は生じていないことから、経営が健全な段階にあることが確認された。

平成30年度については、職員費の削減など、これまでに取り組んできている行財政改革の効果に加え、県税や地方交付税の確保が図られたことなどから、7年連続で財政調整基金及び減債基金を取り崩すことなく収支均衡を達成したところである。

今後については、引き続き高齢化の進展などに伴い社会保障関係経費が増加するほか、北陸新幹線金沢・敦賀間の整備等に伴う建設費の増加も見込まれ、県財政は依然として厳しい状況が続くものと予想されている。

このような状況の中、本県財政の運営については、東京オリンピック・パラリンピックの開催や、その後の北陸新幹線県内全線開業を見据え、長期構想（平成28年3月策定）に掲げた基本目標である「個性、交流、安心のふるさとづくり」の実現に積極的に取り組むとともに、「財政健全性の維持・向上」などを取組戦略とする「行政経営プログラム」の進行管理と評価を今一度徹底し、収支均衡の維持にとどまることなく、必要な資金を基金に積み立てていくなど、将来への備えにも万全を期し、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズにも機動的に対応できる持続可能な財政基盤の確立を図られたい。

付 表

- 1 実 質 赤 字 比 率
- 2 連 結 実 質 赤 字 比 率
- 3 実 質 公 債 費 比 率
- 4 将 来 負 担 比 率
- 5 資 金 不 足 比 率

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}} = \frac{-}{306,528,104} = -$$

※実質赤字額は発生していない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳 入 総 額 (1)	歳 出 総 額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	564,293,926	552,164,295	11,392,203	0	0	737,428	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	6,201,708	4,870,041	0	1,331,667	0	0
	土地取得特別会計	336	336	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別 会計	147,769	108,404	0	39,365	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	843,649	596,673	0	246,976	0	0
	就農支援資金特別会計	63,993	5,479	0	58,514	0	0
	林業改善資金特別会計	178,362	206	0	178,156	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	231,150	1,006	0	230,144	0	0
	育英資金特別会計	1,603,753	272,361	0	1,331,392	0	0
	公債管理特別会計	176,857,558	176,857,558	0	0	0	0
合 計	750,422,204	734,876,359	11,392,203	3,416,214	0	737,428	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	157,647,208
普通交付税額	122,344,696
臨時財政対策債発行可能額	26,536,200
合 計	306,528,104

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C) + (D)}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

$$= \frac{\text{---}}{306,528,104} = \text{---}$$

※連結実質赤字額は発生していない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	564,293,926	552,164,295	11,392,203	0	0	737,428	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	6,201,708	4,870,041	0	1,331,667	0	0
	土地取得特別会計	336	336	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	147,769	108,404	0	39,365	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	843,649	596,673	0	246,976	0	0
	就農支援資金特別会計	63,993	5,479	0	58,514	0	0
	林業改善資金特別会計	178,362	206	0	178,156	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	231,150	1,006	0	230,144	0	0
	育英資金特別会計	1,603,753	272,361	0	1,331,392	0	0
公債管理特別会計	176,857,558	176,857,558	0	0	0	0	
合 計	750,422,204	734,876,359	11,392,203	3,416,214	0	737,428	

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 (B)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)
			繰越明許費 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
公営競馬特別会計	17,447,592	17,377,029	0	0	0	70,563
国民健康保険特別会計	103,964,102	102,007,260	0	0	0	1,956,842
合 計	121,411,694	119,384,289	0	0	0	2,027,405

公営企業会計（法非適用企業）に係る資金剰余額 (C)

(単位：千円)

会 計 名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			資金剰余額 (1)-(2)- (3)-(4)+(5)
			繰越明許費 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
港湾整備特別会計	2,741,554	2,725,792	262,000	0	262,000	15,762
流域下水道特別会計	2,717,408	2,716,599	857,572	0	857,572	809
合 計	5,458,962	5,442,391	1,119,572	0	1,119,572	16,571

公営企業会計（法適用企業）に係る資金剰余額 (D)

(単位：千円)

会 計 名	流動資産 (1)	控除財源 (2)	土地評価 差額(3)	流動負債 (4)	控除企業債 等(5)	控除未払金 等(6)	控 除 額 (7)	長期借入金 (8)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)-(4)+(5) +(6)+(7)-(8)
中央病院事業会計	15,299,327	0	-	8,194,152	3,232,498	0	0	-	10,337,673
高松病院事業会計	5,347,014	3,000	-	1,367,520	258,924	0	0	-	4,235,418
港湾土地造成事業会計	1,472,681	0	200	10,000	0	0	0	-	1,462,481
水道用水供給事業会計	9,304,031	0	-	4,171,631	3,203,249	5,000	0	-	8,340,649
合 計	31,423,053	3,000	200	13,743,303	6,694,671	5,000	0	0	24,376,221

標準財政規模 (E)

(単位：千円)

金 額	306,528,104
-----	-------------

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}$$

$$\text{3か年平均} \quad (\text{平成28年度} \quad \text{平成29年度} \quad \text{平成30年度} \\ (13.49636 + 13.46705 + 12.77916) \div 3 = 13.2\%$$

$$\frac{33,559,641}{248,657,020} \quad \frac{33,386,487}{247,912,442} \quad \frac{31,533,662}{246,758,464}$$

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方債の元利償還金(繰上償還額等を除く) (A)	117,882,830	92,185,087	89,531,728
準元利償還金(B)	1,922,107	2,338,852	2,829,346
特定財源(C)	26,101,125	1,115,763	1,057,772
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	60,144,171	60,021,689	59,769,640
標準財政規模(E)	308,801,191	307,934,131	306,528,104

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) (B)}{\text{標準財政規模 (C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) (D)}$$

$$\frac{535,730,296}{246,758,464} = 217.1\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地方債の現在高	一般会計	1,199,098,179
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	678,332
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	13,943,209
	就農支援資金特別会計	66,737
	計	1,213,786,457
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	32,315
公営企業債等繰入見込額	港湾整備特別会計	2,617,833
	流域下水道特別会計	2,370,242
	中央病院事業会計	21,105,067
	高松病院事業会計	1,435,075
	水道用水供給事業会計	0
	計	27,528,217
退職手当負担見込額	一般会計	106,746,070
設立法人の負債額等負担見込額	公立大学法人	0
	第三セクター等	18,870,618
	計	18,870,618
連結実質赤字額		0
合 計		1,366,963,677

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	118,648,211
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	35,058,142
地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	677,527,028
合 計	831,233,381

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	306,528,104
-----	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	59,769,640
-----	------------

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A) 又は (B)}}{\text{事業の規模 (C) 又は (D)}}$$

※下表のとおり各会計の資金不足額は発生していない。

資金不足額（法非適用企業）（A） (単位：千円)

会計名	歳出額 (E)	歳入額 (F)	繰越明許費 繰越額 (G)	未収入 特定財源 (H)	資金不足額 (△資金剰余額) (E)-(F)+(G)-(H)
港湾整備特別会計	2,725,792	2,741,554	262,000	262,000	△ 15,762
流域下水道特別会計	2,716,599	2,717,408	857,572	857,572	△ 809
合計					△ 16,571

資金不足額（法適用企業）（B） (単位：千円)

会計名	流動負債 (I)	流動負債 控除企業債等 (J)	流動負債 控除未払金等 (K)	流動資産 (L)	控除財源 (M)	流動資産 土地評価差額 (N)	長期借入金 (O)	資金不足額 (△資金剰余額) (I)-(J)-(K)-(L) +(M)+(N)+(O)
中央病院事業会計	8,194,152	3,232,498	0	15,299,327	0	-	-	△ 10,337,673
高松病院事業会計	1,367,520	258,924	0	5,347,014	3,000	-	-	△ 4,235,418
港湾土地造成事業会計	10,000	0	0	1,472,681	0	200	-	△ 1,462,481
水道用水供給事業会計	4,171,631	3,203,249	5,000	9,304,031	0	-	-	△ 8,340,649
合計								△ 24,376,221

注：△は資金の余剰を示している。

事業の規模（C） (単位：千円)

会計名	営業収益 (Q)	受託工事収益 (R)	事業の規模 (Q)-(R)
港湾整備特別会計	309,651	0	309,651
流域下水道特別会計	1,111,704	0	1,111,704
中央病院事業会計	20,832,850	0	20,832,850
高松病院事業会計	2,296,863	0	2,296,863
水道用水供給事業会計	5,319,675	19,323	5,300,352
合計			29,851,420

事業の規模（宅地造成事業）（D） (単位：千円)

会計名	資本 (S)	負債 (T)	事業の規模 (S)+(T)
港湾土地造成事業会計	1,462,681	10,000	1,472,681

(参 考)

健全化判断比率等の対象範囲

会 計 区 分		県 の 会 計 区 分		
一 般 会 計 等		一般会計		
		証紙特別会計		
		土地取得特別会計		
		母子父子寡婦福祉資金特別会計		
		中小企業近代化資金貸付金特別会計		
		就農支援資金特別会計		
		林業改善資金特別会計		
		沿岸漁業改善資金特別会計		
		育英資金特別会計		
		公債管理特別会計		
公 営 事 業 会 計	収 益 事 業	公営競馬特別会計		
	国 民 健 康 保 険 事 業	国民健康保険特別会計		
	公 営 企 業 会 計	地 方 公 営 企 業 法 非 適 用 事 業		港湾整備特別会計
		地 方 公 営 企 業 法 適 用 事 業		流域下水道特別会計
		地 方 公 営 企 業 法 適 用 事 業		中央病院事業会計
		地 方 公 営 企 業 法 適 用 事 業		高松病院事業会計
		地 方 公 営 企 業 法 適 用 事 業		港湾土地造成事業会計
地 方 公 営 企 業 法 適 用 事 業	水道用水供給事業会計			
一 部 事 務 組 合 等	一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	—		
	地 方 独 立 行 政 法 人	石川県公立大学法人		
	地 方 公 社 ・ 第 三 セ ク タ ー	(公財)石川県林業公社		
		(一社)石川県農業開発公社		
		(公財)石川県産業創出支援機構		
公 的 信 用 保 証 機 関	石川県信用保証協会			

